

大垣市生活困窮者家計改善支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)第7条第1項に規定する生活困窮者家計改善支援事業(以下「事業」という。)を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 事業は、家計に問題を抱える生活困窮者(法第3条第1項に規定する生活困窮者をいう。以下同じ。)に対して、家計の視点から相談支援を実施することにより、経済的な課題を当該困窮者とともに理解し、自ら家計管理ができるよう支援することを目的とする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、市とする。ただし、市長は、事業を適切に実施することができる者であって、社会福祉法人その他市長が適当と認めるものに、事業の一部又は全部を委託して実施することができることとする。

2 前項の規定により市から委託を受けた者は、市と委託契約を交わし、当該契約において事業の実施方法等について定めることとする。

(事業の対象者)

第4条 事業の対象となる者は、市内に在住している生活困窮者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 失業、多重債務等により、支援を受けることが適当と判断される者

(2) 家計収支のバランスが崩れ、家計改善や家計を管理する能力を高める支援を受けることが適当と判断される者

(事業の実施内容)

第5条 事業の実施内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 課題が見えるようになるための支援

(2) 目標設定及び家計再生に向けた支援

(3) 自らによる家計管理を続けていくことへの支援

(支援の実施期間)

第6条 事業による支援を行う期間は、1年を超えない期間とする。

2 事業の利用終了後も対象者が支援を希望する場合等で市が改めて事業を利用することが適当と判断したときは、事業を再度利用すること

ができることとする。

(利用申込み等)

第 7 条 事業の利用を希望する対象者（以下「相談者」という。）は、個人情報について市が関係機関と情報共有することについて同意をした上で、相談受付・申込票（大垣市生活困窮者自立相談支援事業実施要領（令和 3 年 4 月 1 日制定。以下「自立相談支援事業実施要領」という。）により、市長に対し、法第 5 条に規定する生活困窮者自立相談支援事業（以下「自立相談支援事業」という。）の利用申込みを行う。

2 市長は、前項の申込みを受けた場合において、他制度又は他機関との連携が適当と判断した相談者には、適切な制度の案内又は他機関との連携を行う。

3 第 1 項の相談者のうち、プランの作成を希望する相談者は、プラン兼事業等利用申込書（自立相談支援事業実施要領第 2 号様式）により、市長に対し、プラン作成の依頼をする。

(支援員の配置)

第 8 条 事業の実施に当たり、当該事業において支援に従事する者は、原則として厚生労働省が実施する養成研修を受講済み又は受講予定である者とする。

(個人情報の保護)

第 9 条 事業に従事する者は、業務上知り得た個人情報等を漏らしてはならない。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

(補足)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、事業の実施方法については、厚生労働省が定める手引き等によるものとする。

(委任)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。